小規模個人再生による再生計画不認可

令和８年（再イ）第２１号

岡山県倉敷市水島南春日町７－９　ブルーソレイユ　301号室

再生債務者　河手　愛斗

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　令和８年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

令和８年８月31日　岡山地方裁判所倉敷支部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第８１号

名古屋市緑区白土102番地

再生債務者　米満　雄一

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

令和８年８月31日

名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第７号

岡山市南区藤田425番地671

再生債務者　福森　雅仁

1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　令和８年９月25日まで

4　一般異議申述期間　令和８年10月５日から令和８年10月15日まで

岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再ロ）第１号

福岡県大牟田市三川町５丁目96番地１　ロワイヤル・ユウ・大牟田・荒尾　208号

再生債務者　山田　慧司

1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　令和８年９月28日まで

4　一般異議申述期間　令和８年10月５日から令和８年10月13日まで

福岡地方裁判所大牟田支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第２号

群馬県前橋市川原町二丁目29番地３

再生債務者　橋爪　彰典

1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年７月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　令和８年９月24日まで

令和８年９月１日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再ロ）第３号

群馬県前橋市川原町二丁目29番地３

再生債務者　橋爪　真紀

1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年７月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　令和８年９月24日まで

令和８年９月１日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第３号

埼玉県川越市藤原町28番地16

再生債務者　小山　和憲

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年７月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年９月１日

さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再ロ）第２号

愛媛県松山市三番町３丁目４番地４　プレジール・ヴェレ305号

再生債務者　山崎　帆香

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年９月１日　　松山地方裁判所民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第８号

名古屋市中区東桜二丁目18番31号

申立人　リゾートトラスト株式会社

住所・居所　不明

（不動産登記記録上の住所）鹿児島市千日町14番21号

所在等不明共有者　株式会社ヒフミ

（不動産登記記録上の商号）　一二三観光株式会社

届出期間満了日　令和９年１月６日

令和８年８月26日

鹿児島地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録

（一棟の建物の表示）

所在　鹿児島市堀江町19番地14

構造　鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根12階建

床面積　1階　192.52平方メートル

2階　208.48平方メートル

3階　208.81平方メートル

4階　208.81平方メートル

5階　209.14平方メートル

6階　209.14平方メートル

7階　209.14平方メートル

8階　209.47平方メートル

9階　209.47平方メートル

10階　209.80平方メートル

11階　209.80平方メートル

12階　51.23平方メートル

（専有部分の建物の表示）

家屋番号　堀江町19番14の38

建物の番号　708

種類　ホテル

構造　鉄骨鉄筋コンクリート造１階建

床面積　7階部分　17.55平方メートル

所在等不明共有者の持分　24分の1

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第５号

埼玉県川越市大字小室615番地1

申立人　大原　晶子

住所・居所　不明

（不動産登記記録上の住所）埼玉県川越市大字小室613番地3

所有者　川合　智

届出期間満了日　令和8年10月26日

令和8年8月26日

さいたま地方裁判所川越支部

（別紙）　物　件　目　録

1　所在　川越市大字小室字石塚

地番　613番3

地目　宅地

地積　181．81平方メートル

2　所在　川越市大字小室字石塚

地番　613番6

地目　宅地

地積　37．10平方メートル

3　所在　川越市大字小室字石塚613番地3

家屋番号　613番3

種類　居宅

構造　木造スレート葺2階建

床面積　1階　62．10平方メートル

2階　48．02平方メートル